

土砂等による埋立て等を行う事業者の皆様へ

平成29年7月1日より、千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正により

許可申請前に周辺住民への説明会の開催が義務付けられました。

説明会を活用し、周辺住民との相互理解を図り、適切な土砂埋立行為を計画しましょう！

○何か必要？ 申請前に必ずやるべきこと！

①特定事業場から半径 300m 以内※1
の周辺住民へ埋立の周知・説明を
しましょう

②説明会開催の周知は、案内文の配
布や回覧によりおこない、十分な
周知期間を設けましょう

③計画の概要について、周知事項※2
の説明をしっかりと行いましょう

④説明会による意見・要望等の結果
を踏まえて、事業及び施工計画に
反映させましょう

※1 今回の条例改正に併せて説明対象範囲を 300m（改正前は 200m）に拡大します。

※2 周知事項については裏面参照

【留意事項】

- 同条例の一部改正については、併せて欠格要件に「暴力団員等」を追加するため、審査期間が長くなりました（約1か月）
- 説明会の開催が義務化されたのは、許可対象事業（埋立て等の面積が 300 m²以上）のもので、宅地開発行為等の他法令の許認可に基づく埋立て事業（届出対象事業）は、その許認可を取得した法令等の指導に従ってください。
- 説明会を開催するにあたっては、事前に自治会長に説明し、その内容についてお伺いをたてるのが望ましいです。
- 周辺住民の代表者より事業の環境保全に係る遵守事項について協定の締結の申し出があった場合は、協定の締結に努めましょう。
- その他、詳細につきましては、お問い合わせください。

問い合わせ先

千葉市環境局資源循環部産業廃棄物指導課 残土指導班

電話 043-245-5685

周辺住民へ説明する周知事項（条例第9条の3参照）

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特定事業区域の位置
- (3) 特定事業区域及び特定事業場の面積
- (4) 現場事務所やその他施設の設置計画及び位置
- (5) 特定事業に係る現場責任者の氏名及び職名
- (6) 特定事業区域の表土の地質の状況
- (7) 特定事業に使用される土砂等の量
- (8) 特定事業の期間
- (9) 特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造
- (10) 特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項
- (11) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置
- (12) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置
- (13) 特定事業許可の申請をしようとする者及び特定事業に係る現場責任者の連絡先
- (14) 特定事業の目的
- (15) 関連書類等の縦覧場所
- (16) 土砂等の搬入経路図